

地域の魅力づくりに取り組むNPO等の皆様へ

「宿泊観光を促す地域の魅力づくり」 事業補助金のご案内

NPO等の皆様が実施する、地域の魅力を創出・演出し、
宿泊観光を推進する新しいモデル事業に対し、事業化
に必要な資金(最高100万円)を支援します。

ふるってご応募ください!

応募期間 平成19年4月2日(月)～平成19年4月27日(金)

奈良県企画部観光交流局滞在戦略室
宿泊観光推進グループ

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-1515 FAX:0742-27-7744

e-mail: taizai@office.pref.nara.lg.jp

URL: <http://www.pref.nara.jp/koryu/taizai/>

事業の概要

この事業は、県内を訪れる観光客の滞在時間を延ばし、リピーターを育てる地域の魅力づくりを推進するため、公募方式により県内のNPO(ボランティア団体及び市民活動団体等の民間非営利活動団体)や観光関連業者等で構成される団体(以下「NPO等」という。)からモデル事業の企画案を募り、優れた事業企画を提案したNPO等の事業(以下「NPO事業」という。)を支援することを目的としています。

募集の内容

◇募集する事業提案

来訪者の滞在時間を延ばし、またリピーターを育てる効果がある地域の魅力を創出・演出する先進的なモデル事業。

<事業例>

- ◇既存宿泊施設(民宿)と地域内施設、イベントとの連携
 - ・宿泊者限定の体験メニューの創出
 - ・共同レストランの開設、朝夕の特別プログラムの創出 等
- ◇奈良を印象づける特徴ある宿の創出
 - ・古民家、町家を活用した地域の魅力づくり 等
- ◇豊かな自然を活用したグリーンツーリズムの創出
 - ・農業体験&農家民宿、森林体験&温泉 等
- ◇観光シーズンの平準化をめざす夏・冬の魅力づくり
 - ・季節限定のイベント、プログラムの実施 等

◇提案する事業の規模

事業規模に制限は設けませんが、県で補助する経費の上限は、1事業あたり100万円とします。

◇事業の実施期間

補助金の交付が決定される平成19年6月から平成20年3月31日までの間に実施され、完了する事業とします。

◇募集対象外となる事業提案

- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業の提案
- ・提案内容が単なる陳情、要望にとどまるもの
- ・政治、宗教、営利を目的とした事業の提案
- ・国、他の地方自治体及び助成団体等からの補助や助成を受けているか、又は受ける予定の事業の提案
- ・提案する団体の規約・定款等で、行うことができる事業として規定されていない事業の提案
- ・法令等に違反している事業の提案
- ・過去に同一の地域において、当補助金が交付されている事業と類似の事業の提案

◇対象経費

- ・補助対象とする経費は、NPO事業を実施するに際し直接要する経費で、会議費、旅費交通費、通信費、謝金等、審査の結果、知事が必要と認めるものとします。
- ・備品などの財産取得に係る経費は、当該補助事業に直接必要な器具等の購入費で、補助対象経費全体の30%以内まで対象とします。

◇対象外となる経費

- ・団体の経常的な運営経費
例：理事会、総会等開催に伴う会議費、定期的な機関誌発行経費、公租公課 等
- ・団体事務局の管理運営費
例：事務所の賃借料、光熱水費、家屋の修繕料 等

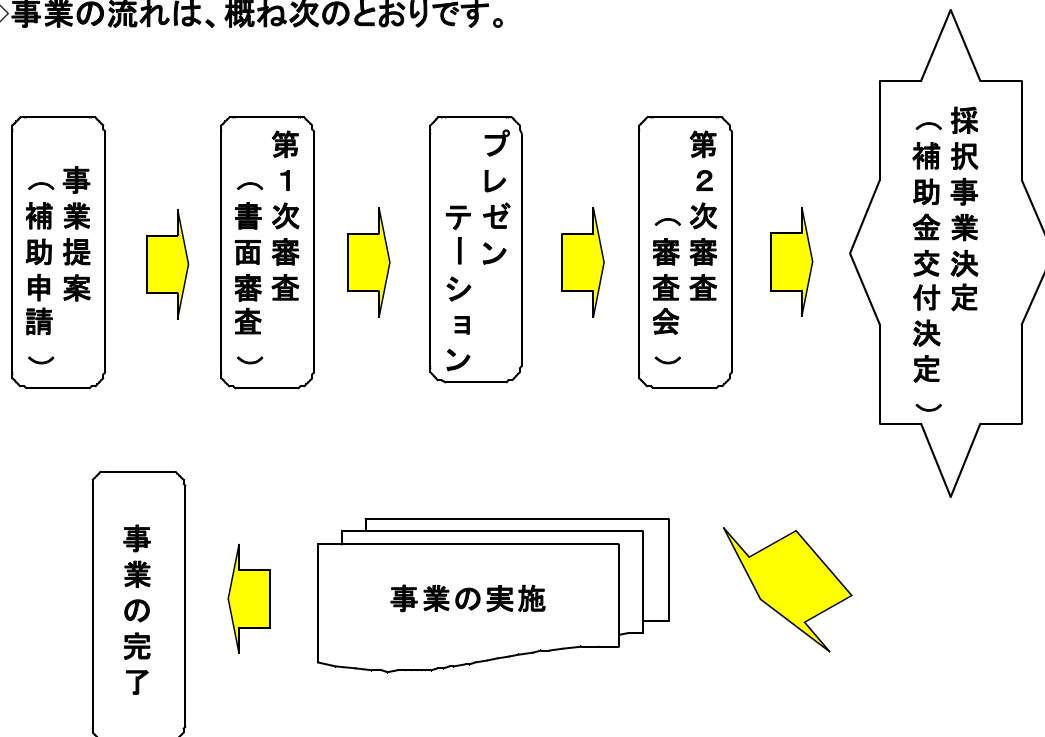
◇利用代金、入場料金等の徴収

提案する事業については、受益者から利用代金、入場料金等の徴収は行わず、原則、無料で行うものとします。

ただし、モニターツアーの実施等、実費相当額を徴収する必要がある場合は、協議をしてください。

事業の流れ

◇事業の流れは、概ね次のとおりです。



応募することができる団体

◇応募できる団体は、規約、事業実績、構成員等からみて、宿泊観光の推進を図るのにふさわしいと認められる団体で、以下の要件を満たすものとします。

1. 団体要件<次のいずれかの要件に該当すること>

①NPO

・ボランティア団体及び市民活動団体等の民間非営利活動団体。ただし、特定非営利活動法人格<NPO法人格>の有無は問いません。

②観光関連団体

・観光関連業者等で構成されるており、「地域の魅力づくり」の推進を図るのにふさわしいと認められる団体。(観光協会、商工会等)

2. 活動要件<次のすべての要件を満たすこと>

- ・活動拠点を県内に有すること
- ・1年以上の活動実績があること
- ・団体の運営に係る規約、定款等が明文化されていること
- ・毎事業年度、規約、定款等の定めに基づき、予算・決算を行っていること
- ・活動状況、決算状況等について、積極的に情報公開を行っていること
- ・規約、定款等に規定される役員が現に就任しており、欠員がないこと
- ・法令に違反した活動を行っていないこと
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ・特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ・暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- ・団体の役員が特定非営利活動促進法第20条に規定する欠格事項(成年被後見人、被保佐人、復権していない破産者等)に該当しないこと

3. その他

・実行委員会等を組織して共同で提案することもできます。その場合、原則として、上記1及び2の条件を満たす団体で構成されていることが必要です。

提出書類

◇提出書類

- ①補助金交付申請書(第1号様式)
- ②事業計画書(第2号様式)
- ③団体概要(第3号様式)
- ④成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面 (第4号様式)
- ⑤団体目的等についての誓約書 (第5号様式)
- ⑥団体の規約、定款等の写し
- ⑦直近1年間の事業報告書 (書式は自由です)
- ⑧直近1年間の収支計算書 (書式は自由です)
- ⑨その他参考資料(団体紹介パンフレット、機関紙 等)

- ・提出いただいた書類は返却いたしませんので、必ず、控えを取っておいてください。
- ・提出いただいた書類は、(様式2)事業計画書「3. 団体の概要」の「連絡責任者」欄以外全て原則公開対象の資料とします。
- ・複数の団体が実行委員会等を組織し共同提案する場合は、(様式2)事業計画書「3. 団体概要」、(様式4)成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面、(第5号様式)団体目的等についての誓約書、団体の規約・定款等の写し、直近1年間の事業報告書・収支計算書は、各団体ごとで作成してください。

応募期間・提出先等

◇応募期間

平成19年4月2日(月)～平成19年4月27日(金)

◇提出期限

平成19年4月27日(金) (当日消印有効、持参の場合は、当日17時まで)

◇提出先

奈良県企画部観光交流局滞在戦略室 宿泊観光推進グループ

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-1515 FAX 0742-27-7744

◇提出方法

- ・郵送(配達記録のある宅配便を含む)か滞在戦略室(県庁主棟4階)にご持参いただくかのいずれかに限ります。
- ・配達記録のない宅配便による送付、FAXや電子メールでの応募は受理いたしません。
- ・送付中の事故等について、当方では責任を負いかねますのでご注意ください。
- ・提案書類提出後の修正(差し替えを含む。)は、原則としてできません。

審査方法

第1次審査、第2次審査において、審査基準を踏まえ、総合的に評価し、予算の範囲内で事業主体を選定します。

◇第1次審査

・奈良県企画部観光交流局滞在戦略室において、応募者からの事業提案書類に基づき、書類審査します。

●第1次審査基準

1. 応募資格を充たしていること
2. 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でないこと
3. 単なる陳情、要望でないこと
4. 政治、宗教、営利を目的とした事業でないこと
5. 国、他の地方自治体及び助成団体等からの補助や助成を受けている又は受ける予定の事業でないこと
6. 団体の規約・定款等で行うことができる事業を提案していること
7. 法令等に違反していないこと
8. 宿泊観光を推進するモデル事業を提案していること
9. 過去に同一の地域において類似の事業を対象として、当補助金が交付されていないこと

◇第2次審査

・第1次審査を通過した団体によるプレゼンテーションを踏まえ、外部の有識者を含んだ審査会で審査します。

・審査に際し、必要に応じて、提案に係る庁内各課の意見を聴取します。

●第2次審査基準

1. 地域の魅力を活かした企画であるか
2. 地域住民、来訪者のニーズが反映されるか
3. ユニークな発想に基づいた独創的・先進的な企画であるか
4. 事業計画に具体性と実現可能性があるか
5. 周辺地域への波及効果が期待できるか

◇提案の採択

・第2次審査結果をもとに、平成19年度に補助金を交付する事業を決定します。

事業のスケジュール

行 事 等	日 時
応募期間	4月2日(月)～4月27日(金)
提出期限	4月27日(金)(消印有効)
第1次審査	5月上旬(予定)
プレゼンテーションの実施	5月中旬(予定)
第2次審査	5月下旬(予定)
採択事業の決定	5月下旬(予定)
事業実施	6月上旬～平成20年3月

その他

◇募集要項、応募用紙の配布等

- ・県ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.pref.nara.jp/koryu/taizai/>

- ・ボランティアセンターに備え付けています。

奈良県総合ボランティアセンター

橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター 2F

奈良県西奈良ボランティアセンター

奈良市登美ヶ丘2-1-51 奈良県西奈良県民センター 1F

- ・奈良県企画部観光交流局滞在戦略室(県庁主棟4階)で配布します。
- ・郵送を希望される場合は、郵便切手140円を貼付し、送付先の郵便番号、住所、氏名を記載したA4サイズ用の紙が入る封筒を同封の上、封筒に「"宿泊観光を促す地域の魅力づくり事業補助金"募集要項希望」と明記して、下記あて郵送してください。

【 送付先 】 〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県企画部観光交流局 滞在戦略室

◇応募用紙の記載方法

- ・所定の用紙に、日本語で、判読できる大きさの文字で、楷書で、**別添記入例に従って簡潔に記載**してください。
- ・書類は、原則としてワープロ、パソコン等で作成してください。ただし、プリントアウトの際はモノクロ印刷にしてください。また、手書きの場合は、鉛筆は使用せず、黒色のボールペン又はペンにより作成してください。
- ・用紙のサイズはA4で統一願います。ただし、その他参考資料として、団体紹介パンフレットや機関紙等を添付する場合、そのまま資料としてください。

◇応募に係る費用負担

・応募に係る費用は、全て応募者の負担となります。

◇県の補助金の交付を受けて事業を行う場合の留意事項

- ・指定の期日までに事業完了に伴う実績報告書、収支決算書等の提出が求められます。
- ・補助金は、原則、事業完了後、県が検査を行い事業経費額を確定した上で支払われます。
- ・なお、必要があると認められる場合は、補助金の一部を「概算払(前払い)」することも可能です。

【 問い合わせ・提出先 】

奈良県企画部観光交流局 滞在戦略室 宿泊観光推進グループ

〒 630-8501 奈良市登大路町30

TEL: 0742-27-1515

FAX: 0742-27-7744

e-mail: taizai@office.pref.nara.lg.jp

URL: <http://www.pref.nara.jp/koryu/taizai/>

<参考>平成18年度 採択事業

事業名	応募団体名・代表者名
大宇陀における町家民宿の創出と参加・体験・交流型の新サービスの開発	特定非営利活動法人地域創造政策研究センター 代表幹事 浜浦 義勲
洞川温泉ほのぼの街遊び事業	大峯山洞川温泉観光協会 会長 紀埜 弘道
斑鳩の魅力を体感する聖徳太子ゆかりツアー	奈良インターカルチャー 代表 佐野 純子
<夏なら>海外プロモーション事業	社団法人ソーシャル・サイエンス・ラボ 理事長 川井 徳子
幽玄“鬼火ライブ”	吉野山観光協会 会長 森下 守